⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した調達を履行できることを証明する書類を添付して入札に必要な書類の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格を有しない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　総合評価落札方式とする。
⑺　手続きにおける交渉の有無　無
⑻　入札に関する一般的な質問については『よくある質問（http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/）』を参照のこと。
⑼　その他　詳細は、入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hiroshi Hirose, President and Chief Executive Officer of East Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classifications of the products to be procured : 14
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Personal computer 4,959 units
⑷　Leasing term : From 1 March 2014, through 28 February 2018
⑸　Lease place : As shown in the specifications
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the open tender are those who shall :
①　not come under Article 6 of the East Nippon Expressway Company Limited's regulation concerning the contract procedures
②　after 2008 fiscal year have experience in business of supplying Personal computer
③　have proven to have prepared a system to provide rapid after-sale service and maintenance for the products concerned
⑺　Deadline for tender : 2 : 00 P.M. 25 July 2013
⑻　Contact point for the notice : Moriyuki Mitsuzuka, Deputy Manager of Procurement & Contract Section, Accounting & Finance Department, General Affairs & Accounting Division, East Nippon Expressway Company 3―3―2 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8979 Japan. Tel. 03―3506―0212

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成25年6月5日
支出負担行為担当官
北陸地方整備局次長　松原　　裕
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第３号

1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　金沢港（大野地区）泊地（－13m）浚渫外１件工事＜電子入札対象案件・施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型（Ｓ型））・見積参考資料開示工事＞
⑶　工事場所　金沢市大野町新町地先
⑷　工事内容　［泊地（－13m）］浚渫工　約176,400㎥〔浚渫（施工水深－13.0m、法勾配１：２、１：３）約162,500㎥〕［岸壁（－13m）］撤去工　１式〔被覆石撤去（1,000kg／個）約2,000㎥、根固ブロック撤去（3.0m×2.0m×1.5m）66個、根固ブロック撤去（3.0m×1.4m×1.5m）１個〕床掘工　約700㎥〔施工水深－14.1m、法勾配１：２　約12,800㎥（土砂除却含む）〕付工　１式
⑸　工期　平成26年３月20日まで
⑹　本工事は、入札説明書等について、インターネットを介して配付を行う試行工事である。
⑺　本工事は、資料の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
⑻　本工事は、入札時に工事費内訳書の提出を義務づける工事である。
⑼　本工事は、本工事の競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。
⑽　本工事は、入札時に施工方法等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。
⑾　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。
⑿　本工事は、情報ネットワークを活用した受発注者間の情報の電子化、共有化、承諾経路の自動化と電子納品を実施する。
⒀　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）を下回った価格をもって契約となった場合は除く。
⒁　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体、又は単体有資格者であること。
なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　平成25・26年度の北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格の決定を受けていること。
⑶　北陸地方整備局（港湾空港関係）における「港湾等しゅんせつ工事」に係る一般競争参加資格決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局次長（港湾空港関係）が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した「港湾等しゅんせつ工事」における客観点数が950点以上であること。）。
なお、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、上記の客観点数を850点以上とする。
⑷　平成10年４月１日から本工事の公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了した、以下に掲げる同種工事の実績を有すること（特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者については、共同企業体の代表者または単体としての実績に限る。特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、共同企業体の構成員として出資比率が20%以上の実績であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。
同種工事とは、
①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者「ポンプ浚渫船による計画土量100,000㎥／件以上の浚渫工事」
②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員「ポンプ浚渫船による浚渫工事」
なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、請負工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
⑸　技術提案に対する技術的所見が適正であること。
⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。
②　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者にあっては、平成10年４月１日から本工事の公告日までに、⑷①に掲げる工事の施工経験を有する者であること。
特定建設工事共同企業体の代表者以外の構